



# 第 7 回 幹 事 会

香川県大規模氾濫等減災協議会

# 香川県大規模氾濫等減災協議会 第7回幹事会資料 目次

1	流域治水プロジェクト	P 1
	(1) 「流域治水」とは	P 2
	(2) 「流域治水プロジェクト」(一級水系土器川の例)	P 3
	(3) 香川県における流域治水協議会の設置	P 4
	(4) 「流域治水プロジェクト」策定スケジュール(案)	P 7
2	災害リスクの現地表示等	P 9
	(1) まるごとまちごとハザードマップ	P10
	(2) 土砂災害警戒区域等の現地標識設置	P15
	(3) その他取組の状況報告等	P17
3	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	P 19
4	浸水想定区域等の作成・公表	P 30
	(1) 洪水浸水想定区域図	P31
	(2) 高潮浸水想定区域図	P 35
	(3) ダム下流河川の浸水想定図	P 39
	(4) 小規模河川の氾濫推定図	P 42
	(5) 土砂災害警戒区域等	P 44

# 1 流域治水プロジェクト

# 1 流域治水プロジェクト

## (1) 「流域治水」とは

### あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

- 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要
- 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者※により流域全体で行う「流域治水」へ転換する※国・都道府県・市町村・企業・住民等

**課題**

- ・ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要
- ・ 行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要

**対応**

- ・ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換
- ・ 令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急を実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速【全国の1級水系を対象に、夏頃までに中間とりまとめを行い、令和2年度中にプロジェクトを策定】

#### 「流域治水」への転換

- ・ 「流域治水」へ転換し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぎ、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を多層的に推進【これらの取組を円滑に連ねるため、河川関連法制の見直しなど必要な施策を速やかに措置】

#### ①氾濫をできるだけ防ぐ

**（ためる、しみこませる）**  
【国・市、企業、住民】  
雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため地等の治水利用  
※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

**（ためる）**  
【国・県、市、利水者】  
利水ダム等において貯留水を事前に放流し水害対策に活用  
遊水地等の整備・活用【国・県、市】  
【安全に流す】  
河床掘削、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備【国・県】  
【氾濫水を減らす】  
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

**グリーンインフラの活用**  
自然環境が有する多様な機能を活用し、雨水の貯留・浸透を促進

**（よりにリスクの低いエリアへ誘導）**  
【国・市、企業、住民】  
土地利用規制、移転促進、金融による誘導の検討等【市、企業、住民】  
（被害範囲を減らす）二線堤等の整備【市】

**（経済被害の最小化）**  
【企業、住民】  
工場や建築物の治水対策、BCPの策定  
（住まいの工夫）  
【企業、住民】  
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融の活用等  
（支援体制を充実する）  
【国・企業】  
官民連携によるTEO-FORCEの体制強化  
【国・県、市等】  
（氾濫水を早く排除する）  
【国・県、市等】  
排水門等の整備、排水強化

**（土地のリスク情報の充実）**  
【国・県】  
水災害リスク情報の空白地帯解消等  
（避難勧告を強化する）  
【国・県、市】  
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握  
（住民のリスク情報の充実）  
【国・県、市】  
水害発生時の空白的な情報提供等

**（今後の水害対策の進め方）**  
1st 近年、各河川で発生した洪水に対応  
緊急治水対策プロジェクト（甚大な被害が発生した7水系）  
流域治水プロジェクト（全国の1級水系において早急に実施すべき事前防災対策を加速化）  
※国・都道府県、市町村を示す

#### 流域治水プロジェクト

- 全国の1級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- ・ 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースとし、夏頃までに関係者が実施すべき流域治水プロジェクトを中間的にとりまとめ、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを令和2年度中に策定

#### 【イメージ】

- ★ 戦後最大（昭和XX年）と同規模の洪水を安全に流す
- 治水費用
- 河川対策
- 流域対策（集水域と遊水地）
- ソフト対策
- 水（貯・監視カメラ設置、マイク/ドローン作成等）

※現行計画では、国管理河川で約7兆円の事業を実施中

全国の1級水系（ダムがある99水系）毎に事前放流等を含む治水協定を締結し、新たな運用を開始【令和2年出水期から】

2nd 気候変動の影響を反映した基本的な治水対策を推進

※将来的な降雨量増大に備えた対策

### 「流域治水プロジェクト」の策定

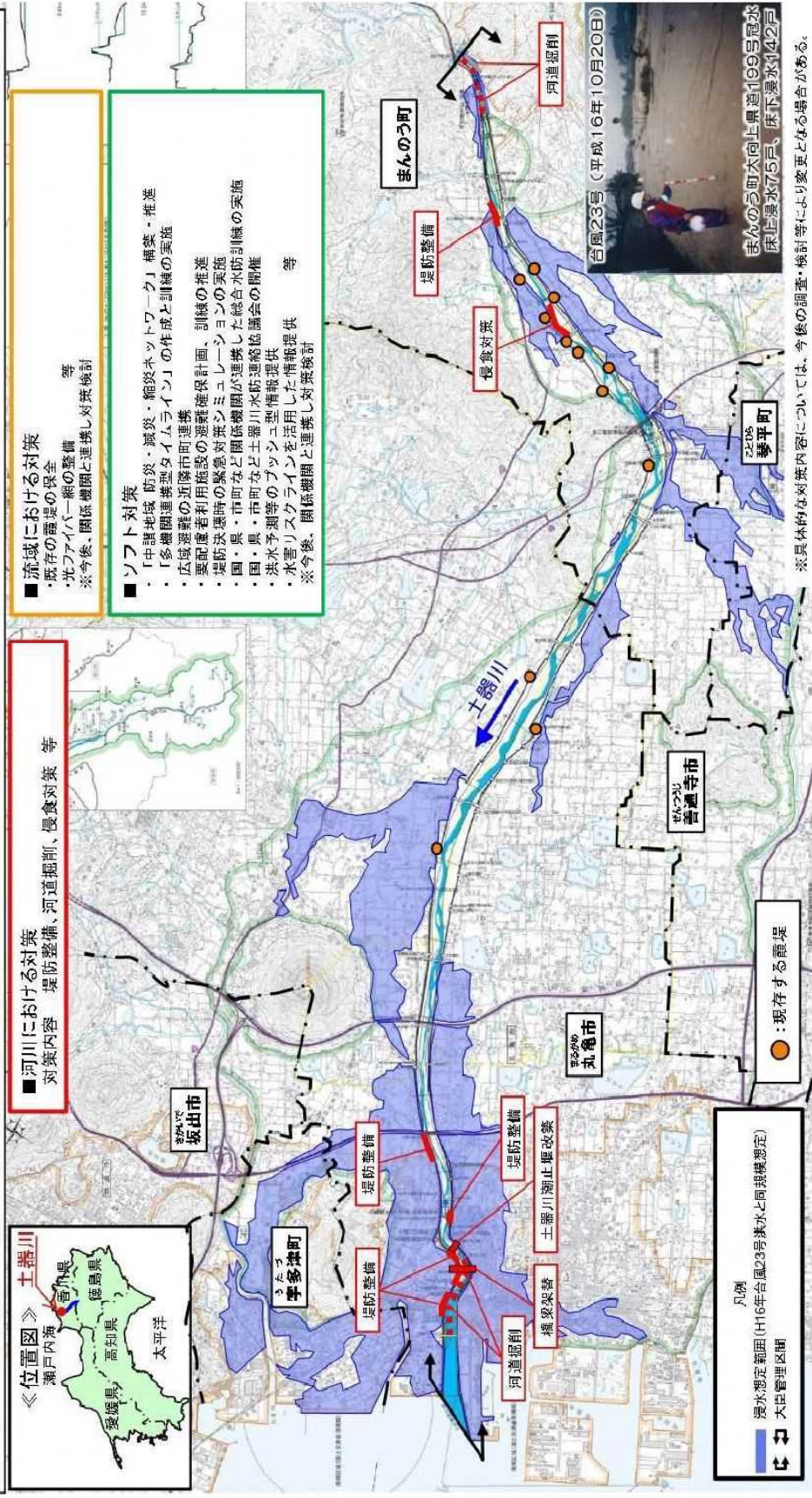
資料：R2.8.27「第1回 土器川流域治水協議会 参考資料（国土交通省）」より

## (2) 「流域治水プロジェクト」(一級水系土器川の例)

### 土器川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ(案)】

～『讃岐うどん』と『田園文化都市』を守る流域治水対策～

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、土器川水系において、事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施することで、国管理区間においては、戦後最大の平成16年10月台風23号と同規模の洪水を安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図る。



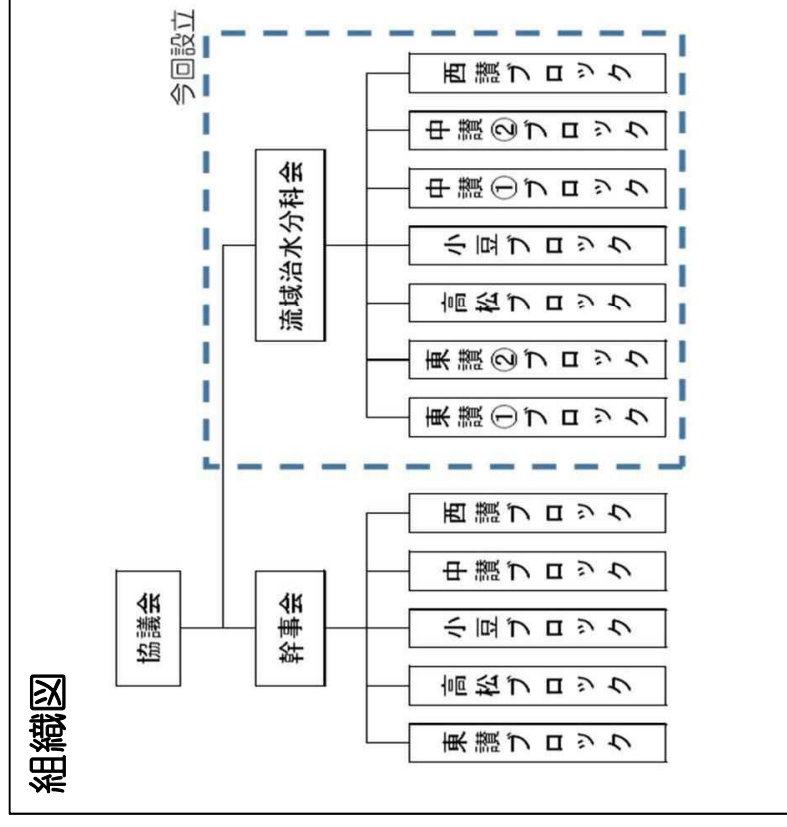
### (3) 香川県における流域治水協議会の設置

#### 協議会の設立

○流域治水は、県及び市町の関係部局が協働して進める必要があることから、既存の大規模氾濫等減災協議会の枠組みを活用する。

○流域の特性等を考慮した7ブロックに分割した圏域単位で「流域治水プロジェクト」を策定するため、その協議の場として、大規模氾濫等減災協議会の流域治水分科会をブロック毎に設置する。

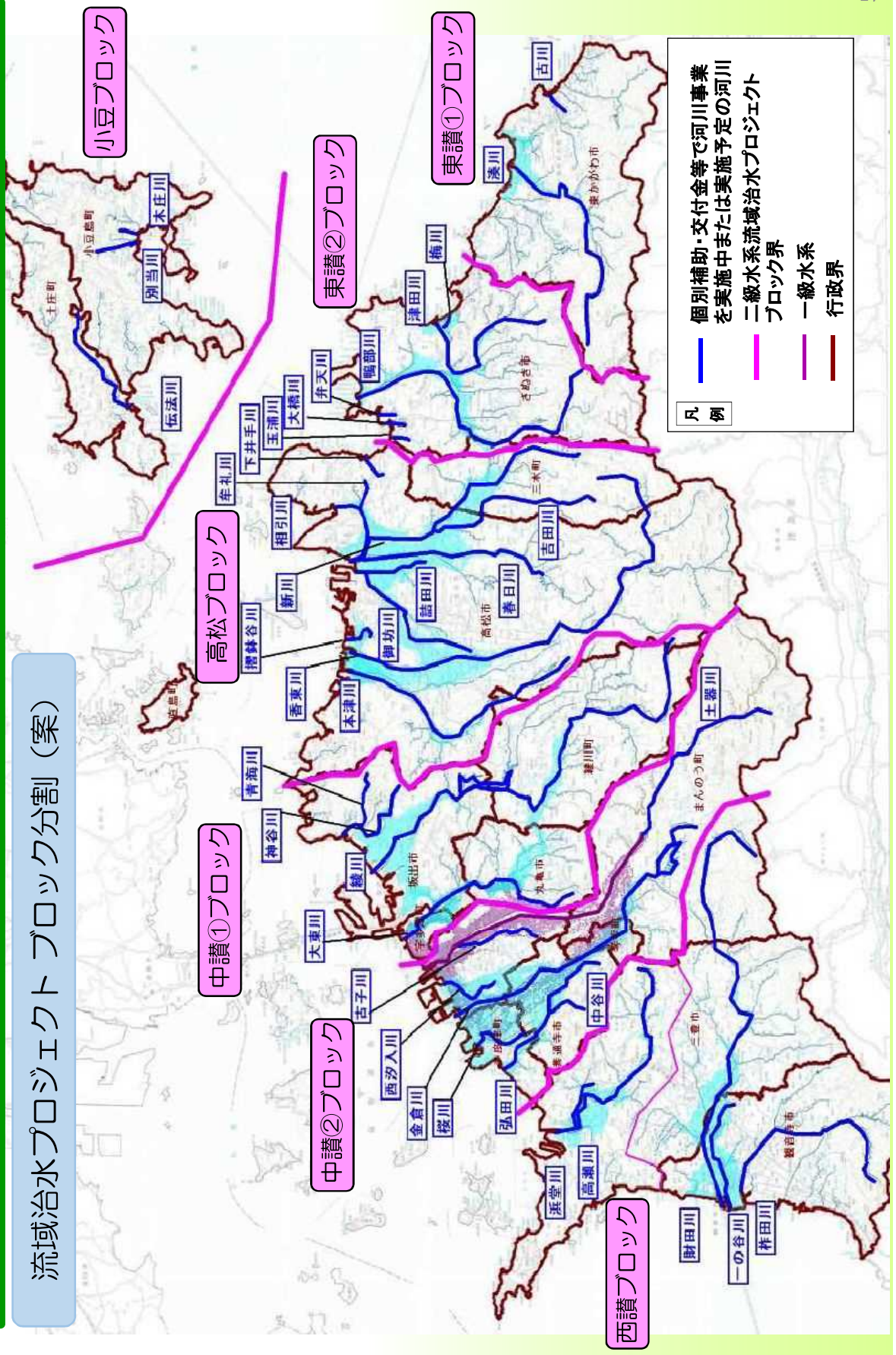
○流域治水分科会においてブロック毎の「流域治水プロジェクト（案）」を作成し、大規模氾濫等減災協議会に報告することとする。



# 1 流域治水プロジェクト

## (3) 香川県における流域治水協議会の設置

流域治水プロジェクトブロック分割 (案)



# 1 流域治水プロジェクト

## (3) 香川県における流域治水協議会の設置

### 流域治水プロジェクトブロック分割(案)

ブロック分割	東讃①	東讃②	高松	中讃①	中讃②	西讃	小豆	計
河川名 (個別補助・交付金等で 河川事業を実施中 または実施予定の河川)	古川	梅川	新川	綾川	西汐入川	高瀬川	木庄川	プロジェクト数
	湊川	大橋川	古田川	香東川	古子川	高瀬川	別当川	
東かがわ市	■							1
さぬき市	■	■						1
三木町		■	■	◎				2
高松市		◎△	■	■				2
坂出市			■	■				2
綾川町				◎△				1
丸亀市				◎△				2
宇多津町				△				2
多度津町				△				1
善通寺市				△				1
琴平町				△				1
まんのう町				■				2
三豊市								1
観音寺市								1
土庄町								1
小豆島町								1
直島町								-
土木事務所 (●担当事務所)	●長尾	●長尾	●高松 ●長尾 ●中讃	●中讃 ●高松	●中讃	●西讃 ●中讃	●小豆	
参加市町	東かがわ市	さぬき市 三木町	高松市 丸亀市 坂出市 宇多津町 綾川町	高松市 丸亀市 坂出市 宇多津町 綾川町	丸亀市 善通寺市 宇多津町 琴平町 まんのう町	観音寺市 三豊市 まんのう町	土庄町 小豆島町	

凡例  
 ■ 主な河川事業実施箇所  
 ◎ 流域に含まれる市町  
 △ 氾濫域(想定最大)に含まれる市町  
 (浸水想定区域図が策定済みの河川のみ)

対象市町



(4) 「流域治水プロジェクト」策定スケジュール (案)

○令和2年12月18日 大規模氾濫等減災協議会 幹事会

- ・ 二級水系における流域治水の進め方の説明
- ・ 協議会の規約改定(流域治水分科会設立)について (意見照会)

○令和3年1月 流域治水分科会 設立

- ・ 協議会規約改定、分科会設立

○令和3年3月ごろ 第1回流域治水分科会 開催

- ・ 「流域治水プロジェクト(素案)」提示、協議

○令和3年5月ごろ 大規模氾濫等減災協議会 開催

- ・ 「流域治水プロジェクト(案)」報告、協議

○令和3年度中 第2回流域治水分科会 開催

- ・ 「流域治水プロジェクト」策定、公表

※以降、毎年、流域治水分科会及び大規模氾濫等減災協議会において、「流域治水プロジェクト」の実施状況のフォローアップを実施。

### 【意見照会】

「流域治水プロジェクト」の進め方について、ご意見を願います。

- ・流域全体で実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」をブロック毎に策定する。
- ・「流域治水プロジェクト」の検討を行うため、協議会の分科会として、流域治水分科会を設置する。
- ・協議会規約の改定及び流域治水分科会規約の制定を行う。